

2017 明治安田生命 J1・J2・J3 リーグ戦試合実施要項

本実施要項は、Jリーグ規約第 40 条第 1 項第 1 号および第 2 号に定める公式試合として、2017 年の明治安田生命 J1 リーグ（以下「J1」という）、明治安田生命 J2 リーグ（以下「J2」という）、明治安田生命 J3 リーグ（以下「J3」という）のリーグ戦実施に関し定めるものであり、リーグ戦の試合（以下「試合」という）運営はすべてこの要項に定めるところによる。

第 1 節 スタジアム

第 1 条〔スタジアムの確保と維持〕

- (1) Jクラブは、Jリーグ規約第 4 章第 1 節に定められた内容に従い、当該定められた要件を具備するスタジアムを確保し、良好な状態でホームゲームを実施し得るよう、これを整備または維持管理する責任を負う。
- (2) Jリーグ、理事会およびチェアマンは、Jリーグ規約第 4 章第 1 節に定められた内容に従い、スタジアムを検査し、当該スタジアムでの試合開催の可否等について決定することができる。

第 2 条〔旗の掲揚〕

- (1) ホームクラブは、リーグ旗、クラブ旗、およびフェアプレー旗を次の各号の通り掲揚しなければならない。
 - ① リーグ旗：中央
 - ② ホームクラブ旗：ホームクラブベンチ側
 - ③ ビジタークラブ旗：ビジタークラブベンチ側
 - ④ フェアプレー旗：リーグ旗の下、もしくは横
- (2) リーグ旗およびクラブ旗の大きさは天地 1,800 mm、左右 2,700 mm とする。また、フェアプレー旗の大きさは天地 1,360 mm、左右 3,600 mm とする。

第 3 条〔広告看板等の設置〕

- (1) スタジアムには、Jリーグが指定した位置に Jリーグ看板を掲出できるスペースを別表 1 のとおり確保しなければならない。

サイズ：J 1	900mm×6,000mm
J 2・J 3	900mm×15,000mm

枚数：1 枚
- (2) スタジアムには、Jリーグが指定した位置に下記記載の Jリーグオフィシャルパートナーの広告看板等を掲出できるスペースを別表 1 のとおり確保しなければならない。
 - ① 広告看板

- サイズ／枚：900mm×6,000mm
枚数：最大 24 枚
色：4 色
- ② 広告ミニ看板
基本サイズ：300mm×2,000mm
枚数：最大 50 枚
色：4 色
- ③ バナー広告
基本サイズ：1,200mm×7,500mm
色：4 色
- ④ ハーフサイズバナー広告
基本サイズ：1,200mm×3,750mm
枚数：最大 4 枚
色：4 色
- ⑤ 電光看板（J1リーグ戦のうち各節2試合）
基本サイズ：1,100mm×102,400mm
観客等の視野を妨げるものであってはならない
- ⑥ 90° システムシート
枚数：最大 8 枚
色：4 色
- ⑦ コーナー看板
サイズ：1,500mm×1,500mm
枚数：最大 2 枚
色：4 色
- ⑧ ゴール裏ミニ看板
サイズ：600mm×1,800mm
枚数：最大 4 枚
色：4 色
- (3) クラブスポンサーの広告看板または横断幕を掲出する場合は、以下の条件を満たさなければならない。
サイズ：900mm×4,500mm
色：4 色
- (4) クラブが回転式看板、電光看板およびその他Jリーグがその仕様につき未承認の看板を掲出する場合は、原則として掲出を希望するシーズン開始前までに当該看板の仕様について所定の「広告掲出申請書」によりJリーグに申請し、その承認を得なければならない。
- (5) 第2項の広告看板等の設置位置は、原則として次の各号のとおりとする。ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない。
- ① タッチライン側：タッチラインから5m以上離れていること
 - ② ゴールライン側：ゴールライン側：ゴールラインから5m以上離れたカメラマン（フォトグラファー、TVクルー）用のラインに沿っていること

- (6) クラブが、あらゆる掲出物を出す場合は、「広告掲出細則」に基づき、Ｊリーグに対し報告またはＪリーグの承認を得なければならない。

第４条〔スタジアムにおける告知等〕

- (1) ホームクラブは、スタジアムにおいて、次の各号の事項を告知しなければならない。ただし、第４号については得点直後に、また、第７号については後半 30 分を目安に、それぞれ告知するものとする。
- ① 選手、審判員、審判アセッサーおよびマッチコミッショナー
 - ② 試合方式
 - ③ 選手および審判員の交代
 - ④ 得点者および得点時間
 - ⑤ アディショナルタイム
 - ⑥ 他の試合の途中経過および結果
 - ⑦ 入場者数（「明治安田生命Ｊ１・Ｊ２・Ｊ３リーグ戦試合実施要項」第 39 条第 3 項および第 4 項に基づいて算定されたもの）
 - ⑧ 警告、退場者
 - ⑨ 前各号のほか、Ｊリーグの指定する事項
- (2) ホームクラブは、試合の前後およびハーフタイムに、次の各号の事項を行うことができる。
- ① 次の試合の予定の告知
 - ② クラブスポンサーの広告宣伝
 - ③ 音楽放送
 - ④ チームまたは選手に関する情報の告知
 - ⑤ 前各号以外の告知事項

第５条〔医事運営〕

- (1) ホームクラブは、次の各号の医事運営を行わなければならない。
- ① 医務室には、協会の医学委員会が定めた救急用機器および医薬品を備えること
 - ② 試合の開催時には、スタジアムの観客等の事故に対処する為、医師および看護師各 1 名以上を開門時から閉門時まで待機させること
 - ③ 試合の開催に先立ち、スタジアムで生じる重度の外傷および疾病に対処する為、あらかじめ救急移送病院を確保しておくこと。なお、スタジアムには救急車が待機していることが望ましい
 - ④ スタジアム内医事運営担当医師に、試合の開催時にスタジアムで生じた外傷および疾病のすべてを記載した所定の「会場内医事報告書」を作成させ、その「正」をＪリーグへ可及的すみやかに提出すること
 - ⑤ 医務室と観客エリアに AED を各 1 台以上備えなければならない
 - ⑥ すべての試合において第 4 の審判員ベンチに AED を備えなければならない
 - ⑦ ピッチサイドに担架 2 台、頭部・頸部固定可能な担架を 1 台備えなければならない
- (2) Ｊクラブは、試合終了後可及的すみやかに「Ｊリーグ傷害報告書」をＪリーグに提出しなければならない。なお、選手が試合中に負傷した場合には、チームドクターの所見を

得、チームドクターの署名あるものを提出するものとする。

(3) 前項第2号の医師および看護師の手当等は、以下の金額を標準とする。

手当て： 医師 30,000 円（日給）

看護師 10,000 円（日給）

交通費： Jリーグの「旅費規程」による

第2節 試合

第6条〔試合の概要〕

試合の主催や出場等に関する事項は、Jリーグ規約第4章第2節に定める。

第7条〔大会方式〕

リーグ戦の大会方式は、ホーム&アウェイ方式による2回戦総当たりとする。

第8条〔届出義務〕

- (1) Jクラブは、Jリーグ規約第47条第1項に定めた事項につき、1月31日までに、所定の方法によりJリーグに届け出なければならない。
- (2) 前項により届け出た事項に追加、抹消等の変更があった場合にも前項の方法によりすみやかに届け出なければならない。
- (3) Jリーグは毎週金曜日（ただし、その日がJリーグの営業日でないときは、その直前の営業日）の11:00までに届出のあった追加、抹消などの変更に対して、同日中にその承認の是非を決定する。

第9条〔出場資格〕

- (1) 協会への選手登録を完了し、かつJリーグ規約第100条に定めるJリーグ登録を行った選手のみが、試合における出場資格をもつ。
- (2) Jクラブの2種チームに所属し、次の各号の条件を満たした選手には、所属クラブが参加する試合への出場資格が与えられる。
 - ① 当該2種チームが、協会にクラブ申請されていること
 - ② Jリーグに「Jリーグメディカルチェック報告書」が提出されていること
 - ③ 協会への選手登録時にドーピング検査実施に関する親権者の同意書が提出されていること
 - ④ 「第2種トップ可」選手としてJリーグ登録されていること
- (3) 選手は、試合出場に際し、協会の発行した選手証（以下「選手証」という）、協会の発行した電子選手証を印刷したもの、または協会の発行した電子選手証を画面上で表示して確認することのできる電子機器を携帯しなければならない。

第10条〔出場資格を得るための追加登録期限〕

2017年9月15日までに協会への選手登録およびJリーグ登録を完了した選手のみが、試合への出場資格を有する。

第 11 条〔出場可能日〕

前 2 条により登録を完了した選手は、登録完了日の翌日から試合に出場することができる。

第 12 条〔メディカルチェック〕

- (1) JクラブはJリーグが別途定める日までに、選手に関する「Jリーグメディカルチェック報告書」をJリーグに提出しなければならない。ただし、追加登録する選手については、登録の都度提出するものとする。
- (2) 協会のスポーツ医学委員会は、「Jリーグメディカルチェック報告書」において異常所見を示した選手に対する医学的処置について勧告を行うことができる。

第 13 条〔試合エントリー選手の人数〕

各試合にエントリーできる選手の人数は、1 チームあたり 18 名とする。

第 14 条〔外国籍選手〕

- (1) 試合にエントリーすることができる外国籍選手は、1 チーム 3 名以内とする。ただし、アジアサッカー連盟（AFC）加盟国の国籍を有する選手については、1 名に限り追加でエントリーすることができる。
- (2) 登録することができる外国籍選手は、1 チーム 5 名以内とする。
- (3) Jリーグが別途「Jリーグ提携国」として定める国の国籍を有する選手は、前 2 項との関係においては、外国籍選手ではないものとみなす。

第 15 条〔ユニフォーム〕

リーグ戦において使用するユニフォームは別途定める「ユニフォーム要項」による。

第 16 条〔フィールド内のチーム要員〕

- (1) フィールド上に用意されたベンチには、第 8 条第 1 項および第 2 項に定める届け出を行ったチームスタッフのうち、「Jリーグメンバー提出用紙」に記載された者 7 名および交代選手 7 名の合計 14 名が着席できる。
- (2) ベンチ内での喫煙は禁止する。
- (3) 交代要員は、試合進行に影響をおよぼさないよう、シャツの上からフィールドプレーヤーと異なる色のビブスを着用すること。
- (4) ベンチ入りしたチームスタッフは、フィールドプレーヤーと異なる色のウェアを着用すること。
- (5) Jクラブは、協会、Jリーグの決定により、ベンチ入りを停止された者、出場停止処分を受けた者、または試合中に主審により退場もしくは退席を命じられた者をベンチ入りさせてはならない。
- (6) 退席を命じられたチームスタッフは、フィールド内に留まってはならず、選手等への指示を出してはならない。また協会、Jリーグの決定によりベンチ入りを停止されたチームスタッフは、観客席以外に立ち入ってはならない。
- (7) 主審が選手の負傷等により試合を中断し、チームスタッフの立ち入りを認める旨の合図をした場合に、チームスタッフは 2 名に限り、ピッチ内に立ち入ることができる。ただ

し、このスタッフは可及的すみやかに負傷の程度を判断したうえピッチ外に退去しなければならない。

- (8) 前各項に違反する行為は、主審により排除されるものとし、試合終了後に主審から報告を受けた協会、Ｊリーグにより処分を決定される。

第 17 条〔テクニカルエリアの使用〕

あらかじめ「Ｊリーグメンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフのうち、ただ 1 名のスタッフのみ、試合中テクニカルエリア内において、指示を出すことができる。

第 18 条〔試合の勝敗の決定〕

試合は、90 分間（前後半各 45 分）で勝敗が決しない場合、引き分けとする。

第 19 条〔年間順位の決定〕

- (1) リーグ戦が終了した時点で、勝点（勝利 3 点、引き分け 1 点、敗戦 0 点）の合計が多いチームを上位とし、年間順位を決定する。ただし、勝点が同一の場合は、次の各号の順序により決定する。

- ① リーグ戦全試合の得失点差
- ② リーグ戦全試合の総得点数
- ③ リーグ戦における当該チーム間の対戦成績（イ. 勝点 ロ. 得失点差 ハ. 総得点数）
- ④ リーグ戦全試合の反則ポイント
- ⑤ 抽選

- (2) 前項第 5 号の抽選は、昇降格チームの決定等理事会が必要と判断した場合にのみ実施される。

- (3) 同一順位のチームが複数あった場合、該当賞金額を合算の上均等配分する。

- (4) Ｊ 1 で複数チームが同順位となった場合、AFC チャンピオンズリーグ等への出場チームは、理事会で決定する。

第 20 条〔審判員〕

- (1) 審判員については、Ｊリーグが協会の審判委員会に対し、協会登録の審判員で、かつＪリーグ規約第 101 条に定めるＪリーグ登録を行った者の派遣を依頼する。

- (2) 審判員は、キックオフ時刻の 90 分前までにスタジアムに到着しなければならない。

- (3) 主審、副審および追加副審のいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、第 4 の審判員が主審、副審または追加副審を務める。

- (4) 審判員の手当て等は次のとおりとする。

手当て：（Ｊ 1）主審 120,000 円 副審・追加副審 60,000 円 第 4 の審判員 20,000 円
（Ｊ 2）主審 60,000 円 副審 30,000 円 第 4 の審判員 10,000 円
（Ｊ 3）主審 30,000 円 副審 10,000 円 第 4 の審判員 8,000 円

交通費・宿泊費：Ｊリーグの「旅費規程」による

- (5) 緊急事態により審判員が交代した場合、または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。

- ① 試合開始前に疾病・負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合、お

および試合が開始されなかった場合、手当では支払わない

- ② 試合途中の負傷等により交代した場合、および試合が中止になった場合の手当での支払いは、次のとおりとする
- イ. 試合途中から、より責任の軽い職務についた場合、職務が果たせなくなった場合、および試合が中止された場合は、それまでの職務に対して次の手当を支払う
- | | | | | | |
|------------|----------|---------|----------|--------|----------|
| 手当て：（Ｊ１）主審 | 70,000 円 | 副審・追加副審 | 35,000 円 | 第４の審判員 | 10,000 円 |
| （Ｊ２）主審 | 35,000 円 | 副審 | 20,000 円 | 第４の審判員 | 6,000 円 |
| （Ｊ３）主審 | 18,000 円 | 副審 | 6,000 円 | 第４の審判員 | 5,000 円 |
- ロ. 試合途中から、より責任の重い職務についた場合、新たな職務に対して、本条第４項に定めた手当を支払う
- ③ 前２号に関わる交通費、宿泊費は、実際に移動、宿泊を伴った場合に限り、Ｊリーグの「旅費規程」に基づいて支払う

第 21 条〔アクレディテーションカード（ＡＤ証）〕

Ｊリーグは、次の各号のアクレディテーションカード（ＡＤ証）を発行し、ＡＤ証を所有する者の通行可能エリアを指定する。

- ① OFFICIAL（紫）：オールエリア通行可
- ② OFFICIAL（青）：運営本部室、フィールド（ピッチを除く）、記者室、記者席、ＴＶクルー撮影エリア（スタンド）、観客ゾーン、その他運営ゾーン
- ③ TEAM（ピンク）：オールエリア通行可
ただし、所属するチームのホームゲームおよびアウェイゲームのみ有効
- ④ TEAM（赤）：運営本部室、フィールド（ピッチを除く）、更衣室、練習場、その他運営ゾーン
ただし、所属するチームのホームゲームおよびアウェイゲームのみ有効
- ⑤ SUPPLIER（水色）：運営本部室、その他運営ゾーン
- ⑥ PRESS（緑および黄緑）：記者室、記者席、カメラマン（フォトグラファー、ＴＶクルー）室、その他ホームクラブが許容するエリア
- ⑦ HB STAFF（オレンジ）・RH STAFF/TV STAFF（茶）・RADIO STAFF（黄）：フィールド（ピッチを除く）、その他ホームクラブが許容するエリア
- ⑧ カメラマンビブス（オフィシャル・紫、PRESS・黄、ノンライツ〔NRH〕/TV-PRESS・赤、ホストブロードキャスト〔HB〕・黒、ライツホルダー〔RH〕/TV・グレー、スカウティング〔㈱Ｊリーグメディアプロモーション〕・青、大型映像装置・ピンク、Ｊリーグオフィシャルメディア・緑）：エリアについては 2017Ｊリーグメディアガイドに準ずる

第 22 条〔入場料〕

- (1) 入場料金はホームクラブが設定し、料金の体系をＪリーグの指定日までに報告する。
- (2) 大人の有料入場者が同伴する小学生未満の幼児の入場料金は、無料とする。ただし有料入場者 1 名につき 1 名に限る。
- (3) 入場券の販売は、売り切れにならない限りその試合の後半 15 分経過時まで行う。

第 23 条〔試合球〕

ホームクラブは、キックオフ時刻の 120 分前までにＪリーグの指定する試合球を 7 個用

意し、試合をマルチボールシステムにて行う。

第24条〔Jクラブの責任〕

Jクラブは、Jリーグ規約第51条の定めに従い、選手、審判員、役員および観客等の安全を確保する義務を負う。

第25条〔日程〕

リーグ戦は、Jリーグにより決定された日程に従い開催される。

第3節 運 営

第26条〔試合の運営に関する事項〕

試合の開催や運営に関する事項は、Jリーグ規約第4章第3節に定める。

第27条〔運営責任〕

- (1) 試合の運営にあたっては、ホームクラブの実行委員が一切の責任を負う。
- (2) ホームクラブの実行委員は、キックオフ時刻の120分前までにスタジアムに到着しなければならない。
- (3) あらかじめチェアマンに届け出て承認を得た者に、本実施要項に定める実行委員の職務を代行させることができる。

第28条〔マッチコミッショナー〕

- (1) マッチコミッショナーは、実行委員会が推薦し、理事会が承認した後、チェアマンが任命し、公式試合に派遣される。
- (2) マッチコミッショナーは、原則として協会が定めるJFAマッチコミッショナーに登録しなければならない。
- (3) マッチコミッショナーは、Jリーグ規約第61条第2項に定める事項を遵守しなければならない。
- (4) ホームクラブは、フィールドおよび観客席の全体を見渡すことができる場所にマッチコミッショナー席を設置しなければならない。
- (5) マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。
 - 手当て：30,000円
 - 交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による
- (6) 試合が中止された場合の手当て等は以下のとおりとする。
 - ① マッチコミッショナーが試合会場に到着する前に中止が決定した場合
 - 手当て：なし
 - 交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による（移動が伴った場合にのみ支払い）
 - ② マッチコミッショナーが試合会場に到着した後、試合開始前に中止が決定した場合
 - 手当て：20,000円
 - 交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

③ 試合途中で中止が決定した場合

手当て：30,000円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

第29条〔試合の中止および中断の決定〕

- (1) 試合の中止は、主審が、マッチコミッショナー、ホームクラブの実行委員およびビジタークラブの実行委員（またはJリーグ規約第51条第4項に基づくその代理人）の意見を参考のうえ決定する。ただし、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよびホームクラブの実行委員が協議のうえ決定する。
- (2) 主審が試合の中断を決定した場合、マッチコミッショナー、ホームクラブおよびビジタークラブの両実行委員は試合を再開することができるよう最善の努力をしなければならない。

第30条〔スタジアムへの到着〕

原則として双方のチームはバスを使用し、キックオフ時刻の70分前までにスタジアムに到着しなければならない。

第31条〔キックオフ時刻の厳守〕

- (1) いずれのチームも、あらかじめ定められたキックオフ時刻を厳守しなければならない。
- (2) 不可抗力またはテレビもしくはラジオの同時中継放送の都合によりキックオフ時刻を遅らせる場合は、主審およびマッチコミッショナーの事前の承認を得なければならない。ただし、テレビもしくはラジオの放送の都合による遅延は、5分以内に限る。
- (3) いずれか一方のチームがキックオフ時刻にスタジアムに現れない場合、相手チームは45分間、待機する義務を負う。
- (4) ハーフタイムは原則として15分間を確保するものとする。ただし、テレビ中継の関係等で15分間を確保できない場合は、ホームクラブがJリーグに事前に申請し、承認を得るものとする。
- (5) 後半のキックオフ時刻は以下のとおりとする。
 - ① ハーフタイム15分確保対象試合の場合
前半終了時刻の15分後を後半のキックオフ時刻とする（審判が指定しマッチコミッショナーが最終確認した時刻とする）
 - ② ハーフタイム15分適用外試合の場合
前半のキックオフ指定時刻（主審とマッチコミッショナーにより最終確認された時刻をいう）の60分後とする。ただし、アディショナルタイム等により、前半終了時刻がキックオフ指定時刻から50分を超えた場合は、前半終了時刻の10分後を後半のキックオフ時刻とする

第32条〔メンバー提出〕

- (1) 双方のチームは、キックオフ時刻の150分前までに「Jリーグメンバー提出用紙」に必要事項を記入し、全選手の選手証、協会の発行した電子選手証を印刷したもの、または

協会の発行した電子選手証を画面上で表示して確認することのできる電子機器とともにホームクラブの運営担当に提出し、試合エントリーを完了しなければならない。

- (2) 試合エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、練習中の負傷または急病等やむを得ない事情があり、かつ、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。なお、この条項によって認められる選手の変更は次の各号のとおりとする。
- ① 先発選手の場合、控え選手を先発選手に変更し、新たな選手を控え選手として補充することができる。当該先発予定選手を控え選手に変更することはできないが、ゴールキーパーについては例外として認める
 - ② 控え選手の場合、新たな選手を補充できる
- (3) 試合エントリー完了後からキックオフ時刻までの間におけるエントリー済のチームスタッフの変更は、やむを得ない事情があり、かつ、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。マッチコミッショナーは承認後、相手チーム等へすみやかに連絡しなければならない。

第 33 条〔選手の交代〕

試合中の選手の交代は、次の各号のとおりとする。

- ① 選手の交代は、3名以内とする
- ② 交代は、退出する選手の選手番号を交代ボードで提示したうえ、行わなければならない

第 34 条〔開催不能または中止となった試合の記録〕

開催不能または中止となり、Jリーグ規約第 63 条に基づき当該試合の取り扱いが決定した場合、試合の出場および得点の取り扱いについては、次の各号に定める。

- ① 90 分間の再試合の場合は記録されない。ただし、警告・退場の処分については規律委員会に委ねられるため、記録として残る場合がある
- ② 中止時点から試合を再開する場合は、中止時点までの記録を継承した上で再開試合を行い、当該再開試合が終了し試合が成立した時点で記録される
- ③ 中止時点で試合が成立した場合は当該試合が記録される

第 35 条〔入場料金の払い戻し〕

入場料金の払い戻しは、原則として次の各号の場合に行う。

- ① 試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合
- ② 試合前に、いずれかのチームの責に帰すべき事由により試合が開催不能となった場合

第 36 条〔係員〕

- (1) ホームクラブは、試合実施を円滑に進行するため、次の各号の補助係員をおき、必要な業務を行わせる。
- ① 場内外の警備・案内要員
 - ② 場内放送要員
 - ③ ボールパーソン
 - ④ 担架要員（8名、担架を2台用意しておくこと）

- ⑤ 公式記録員（原則4名以上）
- (2) ホームクラブは、マッチコミッショナーが円滑に業務を行うため、ホームクラブの運営担当との交信が可能な通信機器を持ち合わせた補助係員をおかなければならない。

第37条〔中継映像制作〕

Jクラブは、Jリーグによる公式映像制作および公衆送信権を保有する事業者による中継映像制作に関し、試合中および前後に制作事業者が円滑に業務を行うため、以下の各号に定める事項について、別途定めるガイドラインに基づき、協力しなければならない。

- ① Jリーグ規約第30条〔スタジアム付帯設備〕第1項 第3号、9号、12号、17号、21号、28号、29号、30号、31号に定める箇所を含むスタジアムへの撮影機材の搬入搬出・設営撤去および撮影中における安全の確保
- ② 撮影上立入りが必要な競技関連エリア（ピッチ、チーム更衣室、室内ウォーミングアップエリア等）への立入許可
- ③ 試合中および試合前後の選手・監督・チームスタッフ等の撮影、インタビューおよびこれらを行うための十分な撮影スペースの確保
- ④ 試合メンバー表、ハーフタイムコメント、公式記録等の配付など試合情報の速やかな伝達
- ⑤ 荒天時等の試合開催可否判断に関する速やかな情報共有

第38条〔取材メディア対応〕

- (1) 取材メディア関係者は、原則として試合開始60分前から試合終了時までには試合メンバー表に記載された選手およびチームスタッフの取材（インタビュー含む）は行わないものとする。
- (2) 試合におけるJクラブの取材メディア対応は次のとおりとする。
 - ① ホームクラブは、フォトグラファー、TVクルーによる撮影およびペン記者の取材場소를指定する
 - ② ホームクラブは、記者室およびカメラマン（フォトグラファー、TVクルー）室を設ける
 - ③ ホームクラブは、「試合メンバー表」をキックオフ時刻の110分前までに配付する
 - ④ 両クラブは、ハーフタイム時に監督等のコメントを聴取し、ホームクラブはこれを所定の書式にまとめ取材メディア関係者に配布する
 - ⑤ 試合終了後、対戦した両クラブの監督はホームクラブが設けた場所で記者会見を行わなければならない
 - ⑥ 試合終了後、対戦した両クラブの選手はホームクラブが設けた場所（ミックスゾーン）で取材対応を行わなければならない

第39条〔公式記録〕

- (1) 記録員は、所定の公式記録用紙により、試合記録を作成し、試合終了後、内容確認のためマッチコミッショナー、主審およびホームクラブの運営担当（正）の署名を受けたのち、すみやかに取材メディア関係者等に配布する。
- (2) ホームクラブの運営担当（正）は、公式記録の原紙をすみやかにJリーグ事務局に提出

しなければならない。

(3) 入場者数とは、以下の各号に該当する者の合計をいう。

① 入場口から来場した観客で、以下に該当する者

イ. 入場券を保有している者

ロ. 入場券を保有していない未就学児童

② 入場口以外から来場した観客で、以下に該当する者

イ. 車いす観戦者およびその付添人

ロ. V I P席の観客

なお、入場者数には選手、審判員、クラブ役職員、その他試合運営に関わる者、スタジアム管理者、売店関係者、取材メディア関係者、フォトグラファーは含めない。

(4) 入場者数は、原則として入場時にカウンター等を用いて算定するものとし、入場券の販売枚数や半券の数によって算定してはならない。

第 40 条〔試合運営報告〕

ホームクラブの実行委員は、試合の実施または運営に関し問題が生じた場合、試合終了後すみやかに「試合運営報告書」に必要事項を記載し、Jリーグに提出しなければならない。

第 41 条〔退場処分〕

退場処分を受けた選手は、規律委員会の決定があるまで出場を停止される。また、退席処分を受けたチームスタッフについても同様とする。

第 42 条〔警告・退場による出場停止処分の翌シーズンへの繰り越し〕

(1) 累積された警告による出場停止処分は、規律委員会が定めるところによる。

(2) 退場による出場停止処分の未消化分が登録年度終了時に2試合以上に及ぶ場合には、次の登録年度に持ち越すものとし、未消化分が1試合の場合には当該登録年度終了をもって失効するものとする。

第 4 節 試合の収支

第 43 条〔試合の収支に関する事項〕

試合の収支に関する事項は、Jリーグ規約第4章第5節に定める。

第 44 条〔公衆送信権〕

(1) Jリーグ公式試合の公衆送信権（テレビ、ラジオ放送権、インターネット送信権その他一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という）はすべてJリーグに帰属する。

(2) Jリーグ公式試合の公衆送信権料は、別途Jリーグが定めるところによる。

(3) 前項の公衆送信権料は、別途定める基準によりすべてのJクラブにそれぞれ配分するものとする。

第 45 条〔収支報告〕

Jクラブは、Jリーグから試合収支および／または大会収支にかかる決算書の提出を要請されたときは、Jリーグが定めた期限までに提出しなければならない。

第 46 条〔改 正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。